

家庭用ガス温水床暖房契約 (城崎地区)

〈選択約款〉

2019年10月1日実施

豊岡エネルギー株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 料 金	3
7. 割引制度について	4
8. 精算について	4
9. 設置確認について	5
10. そ の 他	5
付 則	5
(別 表)	
1. 料金の算定方法	6
2. 料 金 表	6

1. 目 的

この選択約款は、城崎地区における当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用ガス温水床暖房システム」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房（温風暖房を除く。）を行うシステムをいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴乾」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (3) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。

- (4) 「家庭用高効率給湯器」(以下「高効率給湯器」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「夏期」とは、5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)までの8か月間をいい、「冬期」とは、1月使用分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「単位料金の調整」とは、当社が別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金または一般ガス小売供給約款(城崎地区)23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して料金を算定することをいいます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。

4. 適用条件

床暖房を専用住宅または1需要場所に設置するガスメーターの能力(一般ガス小売供給約款(城崎地区)及び他の選択約款(小型空調契約に限ります。)による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さままたは一般ガス小売供給約款(城崎地区)22(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。)が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社にこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申し込みがあった場合、当社が承諾した時点をもって契約の成立といたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。

- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス小売供給約款（城崎地区）に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時に一般ガス小売供給約款（城崎地区）に基づく契約を締結された方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
 - (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
 - (6) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。
 - (7) お客さまは、同一需要場所でこの選択約款と当社との他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。
- (2) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が一般ガス小売供給約款（城崎地区）16（2）の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、一般ガス小売供給約款（城崎地区）の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社との他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

7. 割引制度について

- (1) この選択約款を適用されているお客さまで、①浴乾、②ガスコンロ、③定格給湯能力が60号以下（1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を所有し、季節に応じ日常にご使用のお客さまに対しては、次の所有の組み合わせによって6（1）に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

[割引額]

イ ①、②、③の全てを所有の場合

割引額＝6（1）に定める料金×10パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ロ ①、②のみを所有の場合

割引額＝6（1）に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ハ ①、③のみを所有の場合

割引額＝6（1）に定める料金×8パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ニ ②、③のみを所有の場合

割引額＝6（1）に定める料金×5パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ホ ①のみを所有の場合

割引額＝6（1）に定める料金×5パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ヘ ②のみを所有の場合

割引額＝6（1）に定める料金×2パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ト ③のみを所有の場合

割引額＝6（1）に定める料金×3パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき3,300円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が3,300円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は3,300円（消費税等相当額を含みます。）といたします。

- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

8. 精算について

- (1) 4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス小売供給約款（城崎地区）に定める料金総額の103パーセントを乗じた額（1円未満の端数切り捨て）とすでに料金としてお支払いただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) 7の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算出した料金総額の103パーセントを乗じた額（1円未満の端数切り捨て）とすでに料金とし

てお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

9. 設置確認について

- (1) 当社は、床暖房・浴乾・ガスコンロ・高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾させていただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降一般ガス小売供給約款（城崎地区）を適用いたします。
- (2) 床暖房・浴乾・ガスコンロ・高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡させていただきます。なお、床暖房を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス小売供給約款（城崎地区）を適用いたします。

10. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款（城崎地区）を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本選択約款の実施前の家庭用ガス温水床暖房契約に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A 夏期のご使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 夏期のご使用量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 冬期のご使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 冬期のご使用量が25立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期のご使用量が50立方メートルを超える場合に適用いたします。

なお、「夏期」とは、5月検針分から12月検針分までをいい、「冬期」とは、1月検針分から4月検針分までをいいます。

(2) 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,705.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	180.16円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款（城崎地区）23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,101.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	164.32円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(城崎地区)23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,475.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	180.16円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(城崎地区)23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,585.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	175.76円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(城崎地区) 23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,025.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	166.96円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(城崎地区) 23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。